令和７年第６回浅川町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

令和７年１２月４日（木曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　町長提案理由の説明

（議案第４６号～第５９号）

日程第　４　請願の処理

（請願第６号～第７号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	須藤孝夫君	２番	富永　勉君
３番	菅野朝興君	４番	兼子長一君
５番	木田治喜君	６番	岡部宗寿君
７番	須藤浩二君	８番	上野信直君
９番	会田哲男君	１０番	水野秀一君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	加藤　守君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻　悌君	農政課長	関根恵美子君
建設水道課長	生田目　聡君	会計管理者兼税務課長	坂本克幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	高野喜寛君
教育課長	我妻美幸君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長　田　子　広　子　　会計年度任用　芳　賀　純　弓

開会　午前　９時００分

◎議長開会挨拶

○議長（水野秀一君）　改めまして、おはようございます。

令和７年第６回浅川町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の折、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に町長から提出された議案は、条例の制定及び一部改正が10件、令和７年度各会計補正予算が４件の合計14議案となっております。このほか、議員発議等が４件、請願が２件提出されております。また、一般質問は９人で23項目となっており、会期を本日より８日までの５日間とする予定であります。

議員の皆様におかれましては、議案内容をよくご理解され、町民の負託に応えられますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

◎町長招集挨拶及び行政報告

○議会事務局長（田子広子君）　町長招集に当たっての挨拶及び行政報告。

〔町長　江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君）　皆さん、改めておはようございます。

令和７年第６回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただき、誠にご苦労さまです。

議案等は、ただいま議長から説明があったとおりで、条例制定２件、条例改正８件、補正予算４件を提案しております。慎重審議くださいますことをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

引き続き、行政報告を申し上げます。

１点目につきましては、浅川中学校旧校舎解体工事についてであります。

工事のスケジュールといたしましては、先月１日に現場事務所を設置し、20日から足場組立てが始まっております。今月10日から内部解体が始まり、来年４月には外部解体に進みまして、12月11日を終期としております。工事期間中は、生徒や保護者の方はもちろん、近隣住民の方や通行する方それぞれに十分に配慮を行いながら、作業を確実に進めてまいる考えであります。

２点目につきましては、マイナンバー専用かんたん窓口システム及びセミセルフキャッシュレスレジの導入についてであります。

住民票の写しや納税証明書などの各種証明書につきましては、これまでもコンビニで取得することができましたが、今回導入いたしましたかんたん窓口システムにより、役場窓口においても、マイナンバーカードを利用して、申請書に記入することなく、コンビニと同様にタッチパネル操作で証明書を取得することができるようになりました。

また、あわせて、セミセルフレジを設置し、証明書発行手数料や各種町税の支払い時において、職員との現

金の受渡しをすることなく料金をお支払いいただける上に、クレジットカードや電子マネーを使用したキャッシュレス決済が可能となりました。

機器の利用に当たっては、現在のところ、特に混乱もなく町民の皆様にご利用いただいておりますが、引き続き、丁寧にご案内いたしまして、多くの町民の皆様に利便性を実感いただきたいと考えております。

行政報告は以上となりますが、先月21日に挙行いたしました町制施行90周年記念式典につきましては、議員の皆様ほか、多数の関係者の皆様のご協力により滞りなく終了することができました。この場をお借りいたしまして、皆様に厚く御礼申し上げます。

以上です。

◎開会及び開議の宣告

○議長（水野秀一君）　ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、令和７年第６回浅川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（水野秀一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

５番　木　田　治　喜　君

６番　岡　部　宗　寿　君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（水野秀一君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

会期及び日程について、事務局に朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君）　本定例会のため、去る11月25日に議会運営委員会が開催されております。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、岡部宗寿君。

〔議会運営委員長　岡部宗寿君登壇〕

○議会運営委員長（岡部宗寿君）　それでは、申し上げます。

令和７年第６回浅川町議会定例会に当たり、去る11月25日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本定例会に町長から提出されました議案は14件、このほか、議員発議等が４件、請願が２件提出されております。これらを審議するために、本日12月４日から12月８日までの５日間の会期とすることになった次第であります。

日程について、本日は提案理由の説明、５日は一般質問、８日に議案の審議を行う予定であります。

次に、一般質問に当たっては、質問者が９人で23項目となっております。

毎回言っております前置き短くかつ簡潔明瞭に、大所高所からの政策を建設的立場で議論し、能率的な議会運営に特段のご協力をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（水野秀一君）　本定例会の会期は、本日から８日までの５日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から８日までの５日間に決定しました。

なお、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　異議なしと認めます。

したがって、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをすることに決定しました。

議案については、事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

◎議案第４６号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　日程第３、町長提案理由の説明を行います。

議案第46号　浅川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、児童福祉法の改正により、全国的に令和８年４月１日から実施される乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度に関し、保育所に通っていない満３歳未満の子どもが一定時間通園可能となる制度の運用に当たり、設備及び運営に関する基準を定めるものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君）　保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君）　それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

お手元に配付させていただきました保健福祉課資料ナンバーワンを使って主に説明したいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第４７号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第47号　浅川町私債権管理条例を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、町の私債権の保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務処理について、基準その他必要な事項を定めることにより、私債権の適正な管理を図ることを目的に条例を定めるものであります。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君）　建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目　聡君）　それでは、補足説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第４８号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第48号　議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、福島県人事委員会の勧告により、議会議員の期末手当を改正する

ものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、私のほうから補足説明を申し上げます。

まず、議案の内容に入る前に、今年度の県の人事委員会勧告の概要につきまして簡単にご説明いたします。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第４９号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第49号　浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、福島県人事委員会の勧告により、浅川町長等の期末手当を改正するものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、補足説明申し上げます。

今度は新旧対照表の３ページをご覧いただきたいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第５０号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第50号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、福島県人事委員会勧告により、職員の給与等の改正をするものです。

改正の内容につきましては、若年層に重点を置きつつ、全ての号給において給料月額の引上げをすると同時

に、期末、勤勉及び通勤の各手当の改正をするものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君）　補足説明、総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、補足説明申し上げます。

今度は新旧対照表５ページをご覧いただきたいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第５１号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第51号　浅川町地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、町が行っている地域福祉センターの維持管理について、指定管理者にも施設の維持管理を行わせることができるよう、また、開設当時から変更がされていなかった使用料等について、現状に合わせるため、条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君）　保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君）　それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

新旧対照表は13ページから17ページにかけてでございますが、先ほどから使っていました保健福祉課資料ナンバーワンの６ページからお願いいたします。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第５２号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第52号　浅川町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、児童福祉法の改正により、全国的に令和８年４月１日から実施される乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が開始されることから、それに合わせて文言の修正、追加をするものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君）　保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君）　それでは、引き続き、私のほうから補足説明させていただきます。

新旧対照表では18ページから19ページでございますが、先ほどからも説明資料でつけております保健福祉課資料ナンバーワンの７ページ、こちらを基に説明させていただきます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第５３号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第53号　浅川町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、気象庁が使用する基準に合わせて文言を訂正するため、当該条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君）　農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君）　私のほうから補足説明いたします。

浅川町火入れに関する条例第14条の文中にあります異常乾燥注意報につきましては、昭和63年４月１日から乾燥注意報に変わっておりますので、改正するとともに、併せて文言の整理を行うものであります。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第５４号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第54号　浅川町空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、浅川町空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君）　建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目　聡君）　それでは、補足説明を申し上げます。

議案書の37ページが条例改正の改め文となりますが、新旧対照表にて説明をいたします。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第５５号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第55号　浅川町空き家対策審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、浅川町空き家対策審議会条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君）　建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目　聡君）　それでは、補足説明をいたします。

議案書の39ページが条例の改め文となりますが、新旧対照表の24ページをお開きいただきたいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第５６号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第56号　令和７年度浅川町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、令和７年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ5,026万円を追加し、

総額を41億9,699万1,000円とするものであります。

補正の主なものとして、まず歳入について申し上げますと、実績に基づく個人及び法人町民税で約2,900万円の増、固定資産税で約1,200万円の増などです。

次に、歳出につきましては、先ほども議案の中で説明をしましたが、福島県人事委員会の勧告に伴い、人件費に関する科目それぞれについて補正をし、計約3,000万円増額しております。

なお、それ以外につきましては、戸籍住民基本台帳費で、改正戸籍法による戸籍の氏名振り仮名記録対応システム改修費で319万円の増など、年度途中において生じた様々な理由により必要となった増額等を提案するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君）　総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君）　それでは、私から補足説明を申し上げます。

お手元のＡ４横長の令和７年度浅川町一般会計、特別会計補正予算書並びに予算説明書をご覧いただきたいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第５７号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第57号　令和７年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、令和７年度浅川町介護保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ105万8,000円を追加し、総額を７億5,061万7,000円とするものであります。

主な項目として、歳入につきましては、国庫支出金のシステム改修補助金44万円の増、繰入金の一般会計繰入金61万8,000円の増、歳出につきましては、総務費の税制改正等の対応に伴うシステム改修委託料88万円の増、認定審査会共同設置負担金17万8,000円の増、また、保険給付費の各サービスの給付費等の支払い実績を考慮し、不足部分を項目間で費用の調整をするものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第５８号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第58号　令和７年度浅川町上水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、収益的収支予算中、収益的支出を補正するものであります。

補正の内容につきましては、一般会計等と同様に福島県人事委員会勧告による給与改定に伴うもので、営業費用総係費の給料等を増額し、合計では、補正予算第２条の水道事業費用を60万2,000円増額し、総額を２億625万9,000円とするものであります。

また、これに伴い、補正予算第３条の職員給与費を60万2,000円増額し、総額を1,588万8,000円とするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎議案第５９号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　議案第59号　令和７年度浅川町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本案につきましては、収益的収支予算中、収益的支出を補正するものであります。

補正の内容につきましては、一般会計等と同様に福島県人事委員会勧告による給与改定に伴うもので、営業費用総係費の給料等を増額し、合計では、補正予算第２条の下水道事業費用を37万4,000円増額し、総額を１億7,298万5,000円とするものであります。

これに伴い、補正予算第３条の職員給与費を37万4,000円増額し、総額を811万9,000円とするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君）　提案理由の説明は終わりました。

◎請願第６号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　日程第４、請願の処理を行います。

請願第６号　地域の医師不足解消を求める請願書を議題とします。

お諮りします。請願第６号については、会議規則第92条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　異議なしと認めます。

したがって、請願第６号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　まず、請願書のほうを読み上げて、意見書案のほうが大変長いので、これはかいつまんでご説明をしたいというふうに思います。

地域の医師不足解消を求める請願書。

政府は2024年に「医師偏在対策」に関する総合的な対策を打ち出し、医師の配置を重視する政策に転換していますが、現場では依然として深刻な医師不足が続いています。特に「医師少数県」とされる福島県は、医師の絶対数不足や地域間格差が顕著であり、地域医療崩壊の危機に直面しています。

一方、「医師多数県」でも中山間地域などで医師が不足しており、政府の偏在指標が現場の実態を反映していないとの声が上がっています。さらに、政府の医師需給推計には過労死ラインを前提とした労働時間や、80歳までの診療所医師の就業など現実的でない仮定が含まれています。

今、地域医療は医師不足の危機に直面しています。すべての医師の人権を保障し、健康を守りながら、今以上、医療需要を切り捨てないためには、偏在対策の強化ではなく、医学部定員を増員し、地域での医師不足を解消することが必要です。

下記の事項を国に意見書として提出していただくよう、請願いたします。

記。

１、新興感染症等発生時の対応、医師の働き方改革の導入、働き方の多様化などの影響を踏まえ、「医師需給推計」の見直しを行うこと。

２、「医師偏在指標」を基にした「医師偏在対策」をあらため、地域の医師不足を解消するため、医学部定員を増員することであります。

意見書の内容の概要を、これを踏まえて私の理解の下に若干補足をしたいと思います。

厚労省は、全国的に見れば医師の数は足りている、なので、医師を多い県から少ない県に移す取組を進める、こういう方向であります。しかし、医師の数が足りているという判断は、医師が月80時間の過労死ラインの残業をし、診療所の医師は80歳まで働くこと、こういうことが前提とされております。このため、医師が多いとされている県からも、医師は充足していないという声が上がっております。

全国的に医師は足りないのですが、その中でも福島県は、人口10万人当たりの医師の数が218人で、全国平均の274人を56人も下回り、全国42番目となっています。

昨年８月、福島県知事も参加をする地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会、こういうところでは、厚労省と文科省に提言を提出いたしました。提言は、我が国の地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間の偏在等が極めて顕著となり、言わば地域医療崩壊の危機的状況にある、こう述べた上で、適切な医療を提供するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であるとしております。

本請願は、福島県民の命と健康を守るために、浅川町議会も福島県と歩調を合わせて、地域の医師不足解消を、この声を上げるものであります。

よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君）　紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎請願第７号の上程、説明

○議長（水野秀一君）　請願第７号　米の安定供給等を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。請願第７号については、会議規則第92条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　異議なしと認めます。

したがって、請願第７号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

８番、上野信直君。

○８番（上野信直君）　先月の28日、農水省が2025年の農林業センサスを発表しました。福島県内では基幹的農業従事者が僅か５年で約28％、１万4,000人以上減ったことが明らかになり、翌日の、うちで取っている新聞は民友新聞なんで民友新聞なんですけれども、民友新聞は、食糧騒動常態化のおそれ、生産減、価格高騰の悪循環、こういう見出しをつけて大きな記事を掲載しております。

本請願は、消費者が安心して日本の米を食べ続けられ、農家が安心して米作りを続けられるような農業施策を求めるものであります。

請願の趣旨以下の文章は、釈迦に説法だと思いますので省略をして、請願事項は、１として、米の増産策を進め、国を挙げて十分な備蓄を確保すること。

２番目として、農家が安心して米を生産し、国民に安定供給できるよう農産物の価格保障、所得補償政策を確立することを求めるものであります。

よろしくご審議ください。

○議長（水野秀一君）　紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君）　以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会　午前１０時１８分